

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所） 神奈川県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成 20 事務年度（判）第 14 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 745 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 3 月 23 日

#### 2 事実及び理由

##### (1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項 14 号に掲げる事実

被審人は、東京証券取引所市場第二部に上場されているトリニティ工業株式会社の株券につき、その株価の高値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、平成 18 年 1 月 5 日午前 9 時 12 分ころから同月 6 日午後 1 時 54 分ころまでの間、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の同市場において、次表記載のとおり、B 証券株式会社を介し、自己名義及び C 名義で、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同表「買付状況」欄記載の同株券合計 17 万株を買い付ける一方、同表「売付状況」欄記載の同株券合計 17 万 4000 株を売り付け、同株券の株価を 1,680 円から 1,790 円まで高騰させるなどし、もって、同市場における同株券の相場を変動さ

せるべき一連の売買をしたものである。

(表)

番号	取引年月日 (平成18年)	売付状況			買付状況			約定買付 単価 (円)
		売付名義	委託証券会社	株数 (千株)	買付名義	委託証券会社	株数 (千株)	
1	1月5日	A	B証券株式会社	47	A	B証券株式会社	41	1,680 ～
		C	B証券株式会社	41	C	B証券株式会社	42	
		(小計)			88	(小計)		
2	1月6日	A	B証券株式会社	42	A	B証券株式会社	43	1,670 ～
		C	B証券株式会社	44	C	B証券株式会社	44	
		(小計)			86	(小計)		
(合計)			174	(合計)			170	

(2) 法令の適用

証券取引法第174条第1項、第9項、第159条第2項第1号（平成20年法律第65号及び平成18年法律第65号による改正前のもの）、証券取引法施行令第33条の13第1号（平成20年政令第369号及び平成18年政令第222号による改正前のもの）、法第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

① 証券取引法第174条第1項（平成20年法律第65号及び平成18年法律第65号による改正前のもの）の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は174,000株であり、  
 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量170,000株に、同条第9項の規定により違反行為開始時にその時の価格（1,699円）で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量228,000株を加えた398,000株である

ことから、

イ 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（174,000株）について、当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額  
 $(1,670円 \times 1,000株 + 1,680円 \times 2,000株 + 1,681円 \times 1,000株 + 1,685円 \times 1,000株 + 1,690円 \times 4,000株 + 1,699円 \times 1,000株 + 1,700円 \times 40,000株 + 1,704円 \times 10,000株 + 1,706円 \times 10,000株$

$$\begin{aligned}
& +1,708 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 1,709 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 1,720 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} \\
& + 1,722 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 1,729 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,732 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\
& + 1,737 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 1,738 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,740 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\
& + 1,747 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,748 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 1,785 \text{ 円} \times 29,000 \text{ 株} \\
& + 1,786 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,788 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} \\
& - (1,699 \text{ 円} \times 174,000 \text{ 株}) \\
& = 5,166,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

ロ 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の合計数量 (398,000 株) が  
売付け等の数量 (174,000 株) を超えていることから、

当該超える数量 (224,000 株) と

当該違反行為の終了した日から 1 月以内に行われた当該違反行為  
に係る有価証券の売付け等の数量 (35,000 株)

のうちいずれか少ない数量である買付け等対当数量 (35,000 株) につ  
いて、当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除し  
た額

$$\begin{aligned}
& (1,724 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} + 1,740 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 1,750 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\
& + 1,769 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,770 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,773 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} \\
& + 1,790 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 1,799 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 1,800 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株}) \\
& - (1,699 \text{ 円} \times 35,000 \text{ 株}) \\
& = 2,290,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額 7,456,000 円となる。

② 法第 176 条第 2 項の規定により、上記①で計算した額の 1 万円未満の  
端数を切捨て。

平成 21 年 1 月 20 日

金融庁長官 佐藤 隆文